

と叫ぶや全職工は叩きしめて
乗り倒れ交抄委員一同は汽艇に
不調の船主を報告し争議の前途
は益々暗澹となつて来た

労働同盟の 同情罷業

宣傳ビラ撒布
藤永田等の爲めに結果を固めて
動員交抄委員等は同情罷業執行
の色を次第に濃くして来たが果
然八月早朝藤永田の悪態を致ふ
爲めに全市の労働者同情罷業を
せよと云々印刷し多数な字句
を乗らせた宣傳ビラを折つた二十

署名の同盟委員は
西區高島町大坂東區東横街株式會社
同所住友製鋼所同所住友電線製
作工場西區女宿川住友鋼所西
區高島町株式會社大坂東區工所北區
區中之島大坂東區電機株式會社西區
石田町相澤造船所難波島小野河
津造船所木津川第何尾造船所
各工場の前門に交を張はし午前六
時から九時四十分にかけて交代す
る数千の職工に總計五萬枚のビラ
を撒布した安住川造船所にある大
阪東區所通職工は西區船に依つ

て安住川口線に降重する者が多い
關係上職工兩派の別を以て職中し
れば解雇内一々配布し且電
線中交抄委員等はビラを撒く必
ず職工が工場内に入り込み賃
の休憩時を利用して打もけた
手を知つた職員は他に警戒を講
重にしたが現在の職一人の機案者
も出した後援はない

表面は運動會

實は争議演說會
八日午後五時から大阪府警部
吉公園廣手廣場で大坂造船工組合
の運動會を開き藤永田職工の外國
西労働同盟會の各國旗も参加し大
大的に氣勢を掲げるといふ右は
實際は藤永田争議の演說會である
が適宜な場所が借入れられぬので
前記場所を借り外集會は禁じら
れたのである運動會の名目を用
したものだ

相澤造船所も

嘆願書を出して
意業状態に入る
大坂市西區石田町相澤造船所職工
三百名は六日午前九時小寺杉井大
大野大野佐野松浦の名を以
て表委員として會社側の三井事
務主任に見し
國交抄委員の議案解雇書文籍

(一箇年未満百二十日分一箇年以
上一箇月を以て毎に五分を算
す)時間短縮支給費等四十五
圓(身者二十五圓)八時間労働
用(賃銀三割増)臨時休業に日給
半額不可労力に依り一日分支給
並に昨の年終に臨時費を出さな
る等續行の職員の形で提出し
たが八日正午に至り會社側は
之を拒絶するも共に一方前記取
に職職を加へた回客を自發的に
いふ各職で職工側に交付したか
職工側は之に據り争議に意業の状
態に入り及會からも之れが難
に出かかるところなり一方會社
側でも工務部部長の警告し形勢刻々
緊張となる様態に大阪府警部は
署長以下全隊出動警備を加へて

要求書を保留

増田伸銅争議
職工組合中の大阪北區中之島増田
伸銅所の職工は北區西野田玉川町
に假事務所を設け籍を固めて居
るか會社側は關税一部既報の如く
一山拒絕した要求書を八日朝に至
つて保留する由を職工側に申入れ
來る十日正午之前七時分の回客を
與ふる事なつた

九月九日

藤永田造船所は 臨時休業と決す

九日から三日間 職工には夫々書面で通知す

藤永田造船所の労働争議につき八
日造船所より職工に對し再度の
回客多ししが職工側は之れに不
足し三三三三三三三三三三三三
する事なつた事は分報の通り
りであるが後藤永田造船所では回客
業以上對し能はざる旨會社側に
通知した後三時一節注意と
し撤去せよ
君より各々の御申出に對し造船



藤永田造船所より職工に對し再度の
回客多ししが職工側は之れに不
足し三三三三三三三三三三三三
する事なつた事は分報の通り
りであるが後藤永田造船所では回客
業以上對し能はざる旨會社側に
通知した後三時一節注意と
し撤去せよ
君より各々の御申出に對し造船

藤永田造船所は臨時休業と決す
九日から三日間
職工には夫々書面で通知す
藤永田造船所の労働争議につき八
日造船所より職工に對し再度の
回客多ししが職工側は之れに不
足し三三三三三三三三三三三三
する事なつた事は分報の通り
りであるが後藤永田造船所では回客
業以上對し能はざる旨會社側に
通知した後三時一節注意と
し撤去せよ
君より各々の御申出に對し造船

たいては所より職工らは回客
書の各項に署名をなす事高く
就業警察所前此申入る意
一、方職工側では八月九日
船所附近に集會して示威運動をや
る意があつたが船主これを中止
して翌朝の午後四時から三々五々
秩序正しく進出し午後六時から船
所前八時三十分までの間船所前
於て今後の對策に就き職工側を
聞き渡す事と云ふ事三三三三三三
二名を選び右委員は同日午後七時
から開催した安住川支部の臨時
會に出席して船主側の要求を解
告したが委員の一人は同
船所側が臨時休業の聲明をし
のに對して未だ通知に接しない
から何う云ふ方法なるとは未定
であるが造船所側は右通知によ
つて職工側の切斷となつたる運

藤永田の職工 に同情の決議

神戸の労働者か ら府知事へ提出

神戸労働大會は八日午後七時
公園前廣場で開會委員の職工中立
労働者の團體又藤永田天下の大運
たりとの意味の宣言をなした
議をした
一、我等は大阪藤永田造船所職工に
同情す
二、大阪府警察が藤永田造船所
の際に執つた行動を正義に背くも
のを認む
三、我等は團體交抄を要求す
個々人を遣ひ九日午前中に此決議
文を大阪府知事及び東京住友船所
に提出することになつた